

神川町環境基本計画（素案）

人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川
—歴史・自然を後世に—

令和 年 月



神 川 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の基本理念	2
第4節 計画の推進	3
第5節 計画期間	3
第2章 環境の保全及び創造に関する目標	4
第1節 望ましい環境像	4
第2節 環境目標に係る基本的施策	4
第3章 基本施策の展開	5
第1節 生活環境の保全	5
第2節 自然環境の保全	7
第3節 快適環境の保全	8
第4節 循環型社会の構築と地球環境の保全	9
第5節 環境保全活動、環境学習の推進	10
第4章 基本施策に係る具体的行動	12
第1節 生活環境の保全	12
第2節 自然環境の保全	16
第3節 快適環境の保全	18
第4節 循環型社会の構築と地球環境の保全	20
第5節 環境保全活動、環境学習の推進	22

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

神川町は、埼玉県の北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。町の南西部には山間地域が広がり、晩秋に可憐な花をつける「冬桜」で名高い城峯公園、清流神流川の景勝地「三波石峡」など美しい水と緑が広がる自然豊かな町です。

しかしながら、人口の増加や生活様式の変化により、多くの身近な自然が次第に失われるとともに、都市・生活型公害や廃棄物の問題が深刻化しつつあります。

過去には、児玉工業団地内の産業廃棄物処理施設の建設計画を住民と町が一丸となり反対運動を行うなど、環境問題に対する町民の関心は、今尚高いものがあります。

神川町では3つの基本理念を軸に「神川町環境基本条例」を旧神川町で平成12年3月に制定し、平成18年に誕生した新町でも引き継ぎました。

この環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「神川町環境基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「神川町環境基本条例」第9条に基づいて定めるものであり、町の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するうえで基本的な計画です。また、町の最上位計画である「神川町総合計画」の環境分野におけるまちづくりの基本理念を実現していくうえでの、計画としての役割と性格を持ちます。

これらは、都市計画や農業振興地域整備計画、一般廃棄物処理計画等の関連する他の計画と連携、調整を図ります。

神川町総合計画

都市計画、農業振興地域整備
計画、一般廃棄物処理基本計
画などの個別計画



神川町環境基本計画

〔図 環境基本計画の位置づけ〕

第3節 計画の基本理念

本計画は、平成18年1月1日に施行された「神川町環境基本条例」の基本理念（第3条）の実現を目的とすることから、計画の基本理念を次のとおりとします。

神川町環境基本条例（第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、事業者、町民及び滞在者の公平な役割分担の下、協力して積極的に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。



環境基本計画の基本理念

- 1 良好な環境の確保と、将来への継承
- 2 全ての者の公平な役割分担の下、持続的発展が可能な社会の構築
- 3 全ての事業活動及び日常生活における地球環境保全への取り組み

第4節 計画の推進

環境基本計画の推進にあたっては、計画を着実に実施し、その費用対効果や継続的改善を図るため、以下のようなPDCAサイクルにより進行管理をします。

計画における目標の達成状況及び施策の実施状況を点検し、神川町の環境（環境白書）により公表します。

さらに、神川町環境審議会、神川町環境衛生推進委員会や町民、事業者との連携・協力による、望ましい環境像を示し、計画の実現に向け適切に推進する。

進行管理システム（PDCAサイクル）



第5節 計画期間

本計画の期間は、「神川町総合計画」との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とし、今後の生活環境を取り巻く社会情勢の変化や、町民の意識の変化など、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。

第2章 環境の保全及び創造に関する目標

第1節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、神川町が今後どのような将来像に向かってこの計画を進めて行くのか、最も基本となる目標です。

そこで、本計画の目標を、町民・事業者・行政の三者が協働で、町の環境保全と創造を図って行くために、神川町総合計画の将来像で定める

『人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川』 とします。

第2節 環境目標に係る基本的施策

望ましい環境像の実現のため、神川町環境基本条例第8条に掲げる環境施策を総合的かつ計画的に実施します。

1 生活環境の保全

大気、緑地、河川、地下水、土壤等を健全な状態に保ち、神川町に住む人々の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。

2 自然環境の保全

野生生物の種の保存、生態系の保護等生物の多様性の確保を図り、森林、農地、水辺等の多様な自然環境の保全を図ります。

3 快適環境の保全

安らぎとゆとりのあるまちの創造とともに、快適な環境の保全を図ります。

4 循環型社会の構築と地球環境の保全

資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図り、地球温暖化等の問題の解決に向け、負荷を軽減し地球環境の保全を図ります。

5 環境保全活動、環境学習の推進

環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に取り組めるよう環境学習機会の提供を推進し、環境保全の人づくりを図ります。

人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川

第1節 生活環境の保全

第1 大気環境の保全

大気汚染の目安とされる二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等は、町内での観測は実施していませんが、隣接の本庄市児玉町内に県の常時監視測定局が設置されています。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。環境基準の達成には、工場・事業場、自動車からの排出ガス削減対策が引き続き必要です。

1 自動車排出ガスの抑制

大気汚染物質の発生源についてみると、自動車からの排出ガスが増えることが原因と考えられるので、自動車排出ガス対策が一層重要となります。

2 固定発生源対策の推進

ボイラー等大気汚染の原因となる施設を設置している工場・事業場に対し、適正な管理を求めるとともに、大気汚染物質の削減がより一層図られるよう事業者に協力を求めます。

3 大気汚染状況の監視

光化学スモッグ注意報やPM2.5の注意喚起を速やかに町民に周知するとともに、野外焼却等の監視を推進します。

第2 水環境の保全

町内にある河川等については、毎年定期的な水質検査を実施して、水質汚濁の現状を把握しています。今後も、水質の改善を進めるために工場・事業場の排水対策及び生活排水対策を進めます。

1 工場・事業場排水対策の推進

特定事業場から排出される水質の適正な管理や、規制対象にならない小規

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOOC)が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダント(酸化性物質)を発生します。光化学オキシダントは、春～夏にかけて、気温が高く、日差しが強く、風が弱い日に高濃度となります。被害としては、「目がチカチカする」「のどが痛む」などの症状のほか、頭痛・はきけ、息苦しいなどの症状が出るといわれています。

模な施設についても、適正な管理指導を進めます。

2 生活排水対策の推進

合併処理浄化槽等の整備を推進し、水質汚濁の軽減に努めます。また、水源としての水質の向上を図ります。

第3 土壤・地下水の保全

土壤については、概ね良好な状態にあると考えられるので、引き続き状況の把握に努めて行きます。

1 土壤、地下水の状況の監視

有害物質による土壤汚染や、過度の薬品使用等について引き続き監視を行います。

2 土砂のたい積の監視

無秩序に土砂を積むことによる近隣の生活環境の悪化防止や土砂の流出・崩壊の事故防止をはじめ、汚染された土砂を搬入させないために監視を行います。

第4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は、特に日常生活に密着しており、その発生源も多種多様になっています。発生源となりうる施設や場所の所有者には、単に規制基準を遵守するというだけでなく、きめ細かな防止対策が重要です。

1 交通騒音対策の推進

鉄道騒音・航空機騒音は関係機関との連携を強化し、自動車、オートバイ等の不適正な改造や空ぶかしによる騒音については、ドライバーへの啓発を行います。

2 騒音・振動対策の推進

騒音や振動を発生させる特定の建設機械を使用する作業については、法令に基づく指導を行うとともに、低騒音、低振動の建設機械の導入を推進します。

3 悪臭発生の防止及び監視

悪臭防止法の適切な運用を図り、悪臭発生源に対しては監視、指導を強化する。

第5 化学物質による汚染の防止

人の健康への影響が懸念される様々な化学物質については、排出の規制等を行う他、事故時の迅速な措置、安全管理等の指導を推進します。

1 工場・事業場ダイオキシン類発生対策

ダイオキシン類は、代表的な有害化学物質であることから、引き続き大気環境中のダイオキシン類濃度について調査、監視活動を行います。

2 焼却炉・野外焼却対策の推進

関係法令等に基づいて、野外焼却等の不適正な焼却に対しても、監視・指導体制を強化するとともに、焼却炉についても、使用しないよう指導します。

3 放射性物質について

東日本大震災による原子力発電所の事故により、放射性物質についての意識が高まっていることから、県と連携して監視を推進していきます。

町は、平成12年の「環境基本計画」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定に基づく県の要領により、知事から意見照会を求められる施設（これによらない施設を含む）については、本計画期間中、新規の産業廃棄物処理業の進出及び処理施設の設置は認めないとすると明記しました。このことから本環境基本計画においても継続するものです。

第2節 自然環境の保全

第1 緑、水辺等の保全

町の面積の約46%が農地及び山林であり、緑豊かな農山村を形成しています。また、水源を有する地域もありその保全とともに、水環境の整備が重要となっています。

1 森林の保全

緑豊かな森林を後世に伝えていくためには、「100年の森（矢納地域）」やその周辺にある原生的な森林を保全するとともに、適切な森林の循環利用を推進します。

2 草花や身近な緑の保全

草花や身近な緑は、人々に潤いを与えるもので、その適切な維持に努めます。また、公共施設の緑化を推進します。

3 環境に配慮した河川・水路の整備

治水対策に合わせ、神流川水辺公園、秩父瀬神流パークや鳥羽川河川公園のような、町民が潤いや安らぎを感じられる水辺空間の整備を推進します。

第2 動植物の保全

町には、多くの動植物が生息、生育していますが、その実態等については必ずしも明らかになっていません。生態系の保全には、現状の把握と保護が重要となります。

1 多様な動物の生息環境の保全と創造

生息環境の悪化が憂慮されることから、希少動物の保護を図ります。

2 重要な植物の生育地の確認と保全

開発事業における植物の生育環境への負荷を出来る限り低く抑えることや、希少植物の保護を図ります。

3 特定外来生物と有害鳥獣の駆除

町内にはアライグマ等の特定外来生物が確認されています。町内の希少種保護のため駆除等の管理の徹底が必要です。また、人的、農業的被害を及ぼす有害鳥獣については、被害状況のほか個体数の確認を行い、適切な駆除等の管理が必要です。

第3節 快適環境の保全

第1 快適な景観の保全

1 快適な景観資源の保存

上武自然公園を中心とする緑豊かな山林や、台地の雑木林等、人々に密着した良好な景観を保全し、創造を図ります。

2 地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用

自然と一緒にとなった古墳や城跡、地域に密着した神社・仏閣等、良好な景観を維持することに必要な歴史・文化遺産の保存と活用を図ります。

第2 快適な生活空間の保全

1 ごみ出しマナーの向上

間違ったごみの出し方をしている違反ごみは、見た目に悪く、カラスや野良ネコに荒らされ悪臭の原因にもなります。ごみ出しのルール遵守やマナーの向上を推進します。

2 ペット飼養マナーの向上

ペットの糞の放置は、景観を害するだけでなく、生活環境の悪化の原因にもなります。ペット飼養のマナー向上を推進します。

3 空き地・空き家の管理

使われていない土地や建物の管理を怠ると、雑草が繁茂し景観を損ねるばかりか、害虫の発生、枯れ草出火のおそれの他、不法投棄を助長します。空き地の管理を徹底することで、快適な生活空間を保全していきます。また、空き家の管理については、空き家対策特別措置法に基づいて総合的な施策を計画していきます。

4 不法投棄の対策

不法投棄の防止について、警察及び県と連携を図っていきます。

第4節 循環型社会の構築と地球環境の保全

第1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

持続的に発展することができる循環型社会を構築するためには、環境への負荷の少ない社会経済活動を実現することが必要です。

1 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

廃棄物の処理については、3R（発生抑制・再使用・再生利用）、熱回収の順で行い、循環的利用が不可能なものについては適正処理するという基本的な考え方に基づき、事業者、処理業者、町、市民それぞれの取組を推進します。

2 リサイクル活動の推進

廃棄物の減量化及び発生抑制を図るために、リサイクル活動をさらに推進し、環境と調和した社会を築きます。

第2 地球環境の保全

地球の環境問題を解決し、地球環境の保全に寄与するためには、一人ひとりの生活スタイルやあらゆる事業活動を環境保全の視点から見直すことが必要です。

- 神川町が資源ごみとして収集し、リサイクルしているもの
　　生きびん・その他のびん・飲料用缶・ペットボトル
- 地域や団体で資源回収を行っている品目
 - ◎ 紙類 新聞紙・雑誌・段ボール
　　牛乳パック
 - ◎ 金属類 アルミ缶・スチール缶
 - ◎ 生きびん 一升びん・ビールびん
 - ◎ 布類
- 小型家電リサイクル法に伴う小型電子機器の無料回収
　　ラジオ・カメラ・電子レンジ・扇風機等

1 溫暖化対策の推進

地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出を削減するためには、町民のライフスタイルの見直しや工場・事業場の経済活動の転換を進めるとともに、森林の保全、緑化の推進を図ります。

2 オゾン層の破壊の防止

エアコンや冷蔵庫には、フロンが現在も使用されているものがあることから、適切な回収に努める必要があります。適切な回収について啓発活動を推進していきます。

3 酸性雨対策の推進

工場・事業場に対する硫黄酸化物等の排出抑制指導により、酸性雨原因物質の排出を抑制するとともに、関係する情報の収集に努めます。

第5節 環境保全活動、環境学習の推進

第1 自主的な環境保全活動の推進

今日の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動自体が深く関わっているため、行政、事業者、町民のそれぞれの立場における自主的な取組が重要となります。

1 行政の役割

庁舎や関連施設での電気使用量や燃料使用量の削減、グリーン購入（環境負荷の小さい製品等を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する）の推進や、公共事業の実施にあたっても環境への配慮を推進し、町民・事業者と共に環境の保全と創造に向け行動します。

2 事業者の役割

自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として、環境の保全と創造のため行政が推進する環境保全協定の締結やその他環境保全活動に積極的に協力します。

3 町民の役割

町民一人ひとりが、自らの生活が及ぼしている環境への負荷の大きさを十分に認識し、行政が推進する環境保全活動に積極的に協力するとともに、自主的な取り組みをします。

第2 環境学習の推進

環境問題について理解を深め、地域における各主体の具体的な行動を促進するため、環境学習に関する機会や場の提供を進めると共に、情報提供の充実に努めます。

1 環境学習の推進

環境保全に関連した施設の見学会等を開催し、環境保全に関わる人材の育成を図ります。また、学校等での環境教育を推進します。

2 環境情報の提供

行政、事業者、町民の三者が一体となって環境の保全を図っていくために、環境に関する情報を的確に把握するとともに、公開・提供に努めます。また、町の環境状況について「神川町の環境」として発行します。

第4章 基本施策に係る具体的行動

第1節 生活環境の保全

1 大気環境の保全

◎ 自動車排出ガスの抑制

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none">・エコカー購入の普及啓発に努めます。・役場公用車にエコカーを購入します。・職場に近い職員は、自転車や徒歩で通勤します。・出張は、基本的に公共交通機関を利用します。・道路沿いに緑化を行い、沿道大気の浄化を行います。・職員にエコドライブ（環境にやさしい運転方法）の意識を徹底します。	<ul style="list-style-type: none">・業務用車両に、エコカーを購入します。・ドライバーにエコドライブの意識を徹底させましょう。・計画的な物流を考え、配達等の回数を少なくします。	<ul style="list-style-type: none">・自家用車にエコカーの購入に努めましょう。・近所の買い物には、自転車や徒步を積極的に活用しましょう。・個人でノーカーテーを設定し、自家用車に乗らない日をつくりましょう。・不要なアイドリングをしない等、エコドライブを心がけましょう。・自家用車の適正な整備をし、不必要的荷物は載せないようにします。
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
	<ul style="list-style-type: none">・事業者や町民が野外焼却をしていた場合は、やめるよう指導します。	<ul style="list-style-type: none">・ばい煙発生施設からの、ばいじんや塩素酸化物の排出削減をします。・常に施設、機器の保守点検を行い、良好な状態を維持します。・わら焼き等法律の例外規定による焼却をする場合は、周辺の生活環境に十分配慮します。

2 水環境の保全

◎ 工場・事業場排水対策の推進

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁の原因となる排水を出す工場・事業場に、必要な規制、指導を県と共に行います。 規制対象外施設にも、汚濁物質の流出を可能な限り削減するよう指導します。 家畜糞尿の適正処理を指導します。 農薬や化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業を奨励します。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令や条例による排水基準値を遵守します。 小規模な飲食店においても、排水に十分注意します。 家畜糞尿の適正処理をします。 環境保全型農業を積極的に取り組み、汚染物質の流出防止に努めます。 	

◎ 生活排水対策の推進

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を普及促進します。 合併処理浄化槽の適正な維持管理をPRします。 		<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への加入又は合併処理浄化槽の設置に努めます。 排水に、調理くずや廃食用油を流さないようにします。 環境にやさしい洗剤を使用します。 浄化槽及び放流先の適正な管理に努めます。

3 土壤・地下水の保全

◎ 土壤・地下水の保全と監視

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な土砂たい積や汚染された土砂を搬入させないように、環境／トロールを強化します。 水の循環的利用や、再生使用の啓発等、水使用量の節減に努めます。 農薬使用量の低減を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な土砂のたい積や土壤汚染や、地下水の汚染が発生しないようにします。 農業や化学肥料の使用を減らします。 駐車場、その他事業場内に浸透性舗装やプロック等を使用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地内の雨水は、地下浸透に努めます。 家庭菜園等で、薬剤の過度な使用をやめます。

4 騒音・振動・悪臭の防止

—14—

◎ 交通騒音対策の推進

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none"> 不適正改造車、暴走行為等による騒音について は、関係機関への適切な騒音対策の要請をします。 道路の適正な維持、管理に努めます。 騒音軽減のため、街路樹の整備、緩衝帯の設置を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両の適正管理をします。 マイカー通勤の自粛に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両の適正管理をします。 タイヤは気候を判断して適切に交換しましょう。
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場騒音、振動対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場による騒音や振動、飲食店等の深夜営業、拡声器の使用による騒音防止等、指導の強化を図ります。 工事において、近隣の生活環境に配慮した作業時間の設定や、低騒音型機械の使用等の指導をします。 生活騒音についての知識やモラルの啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音型、低振動型機械を積極的に導入します。 カラオケ、宣伝カー等、営業活動による騒音の防止に努めましょう。 近隣の生活環境に配慮した作業時間、防音壁の設置等必要な措置を講じましょう。
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none"> 悪臭発生の防止及び監視 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭を発生する工場・事業場に対して必要な指導を行います。 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律等の適切な運用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令や条例による悪臭の規制値の遵守とともに、改善に取り組みましょう。 畜舎等の適正管理に努めましょう。 ペットの臭いなどきちんと管理しましょう。

5 化学物質による汚染の防止

◎ 工場・事業場のダイオキシン類発生対策

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・ダイオキシン類等の発生抑制に関する指導を強化します。 ・アスベスト等の有害物質について、適正処理を指導します。 ・ダイオキシン類の測定検査を継続して行い、実態の把握に努めます。	・ダイオキシン類発生の原因となりやすい焼却炉での焼却はやめましょう。 ・廃棄物は適正に処理し、排出者の責任において適正に処理しましょう。	
◎ 焼却炉・野外焼却対策の推進		
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・建設廃材等の野外焼き行為にも、厳重な指導を行います。	・ルールを守り、焼却炉でのごみの焼却』や、野外焼き等はやめましょう。	・野焼き行為等は行わないようになります。
◎ PRT制度の推進		
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・法に規定されるPRT制度（化学物質排出移動量届出制度）について、該当する事業者に対し遵守を推進するとともに、その啓発に努めます。	・対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届けましょう。 ・農業関係者は、減農薬栽培等を心がけましょう。	

第2節 自然環境の保全

1 縁、水辺等の保全

◎ 森の保全

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・開発行為への適切な指導を行い、森を保護します。 ・「100年の森」や豊かな森を保護し、適切な管理を推進します。 ・災害の防止や、水源涵養のために森林を守ります。	・開発に際しては、極力森林を残すよう配慮し、開発地域でも積極的に植林します。 ・災害の防止や、水源涵養のために森林を守ります。	・植林等の緑化活動に積極的に参加します。 ・森林の保全のため、ごみを捨てずに持ち帰ります。
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・公共施設等の緑化を図ります。 ・事業者に、工場・事業場の緑化への取り組みについて推進します。	・工場・事業場内の緑を増やします。 ・接道部分や歩道の部分の緑化をすすめ、周辺環境の向上に努めます。	・庭の緑化とその適正な管理に努めます。
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・水に親しめる公園の整備を推進します。 ・魚類、鳥類等の生息環境の改善や、周辺の地域環境にふさわしい整備を推進します。	・地域や団体で取り組んでいる美化運動に、積極的に参加、協力します。 ・事業活動から出る排水をきれいにし、生き物の住みやすい環境づくりをします。	・水辺の保全のため、ごみは持ち帰りましょう。 ・河川や水路の清掃活動に積極的に参加します。

2 動植物の生息環境の保全と創造及び管理

⑤ 動植物の生息環境の保全と創造及び管理

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none">さいやこしまレッドデータブック（絶滅の恐れのある種のリスト）に掲載されているような貴重な動植物の捕獲、採取をしないよう啓発します。外来種に関する情報を把握し、外来種が広がらないよう啓発します。また必要に応じて駆除を行います。有害鳥獣による被害を調査し、適切に駆除などの管理を行います。	<ul style="list-style-type: none">貴重な動植物の捕獲、採取を行いません。地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種の販売を控えます。有害鳥獣の被害に遭わないように農地の自己防衛をします。	<ul style="list-style-type: none">貴重な動植物など生き物を大切にします。地域固有の生態系に影響を及ぼす恐れのある外來種を飼育、栽培、放したりしません。

特定外来生物とは
外来生物の内、在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性があるものの、神川町では、アライグマの生息が確認されており、埼玉県とともに対策を行っています。

第3節 快適環境の保全

1 快適な景観資源の保全

◎ 快適な景観資源の保全

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none">城峯山や御嶽山等豊かな自然景観を大切にするため、啓発に努めます。良好な田並景観を保全し、調和の取れた新たな町並景観の創出を図ります。潤いとりが感じられる、田園風景の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none">景観を阻害する看板や広告等の設置を控えましょう。建築物の新築、改築の際は、地域の景観形成に配慮しましょう。開発行為に当つては、良好な景観を損なわないようにしましょう。	<ul style="list-style-type: none">個人の住宅も町並みを構成する要素であるという認識を持ち、家屋の維持管理に努めましょう。山や川でごみを捨てずに持ち帰りましょう。
◎ 地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用	行政の行動	事業者の行動
<ul style="list-style-type: none">文化財の所有者、管理者等の活動に対し支援をし、保存体制の確立をします。伝統芸能、地域文化を継承する保存団体の活動を支援し、後継者の確保と育成を促進します。地域の伝統文化に関する学習の機会を確保します。	<ul style="list-style-type: none">開発の際は様々な影響を考慮し、歴史的、文化的、文化的資源の保全に努めましょう。歴史的、文化的建造物の周辺で施設等を建設する場合は、外観等が周囲の環境と調和するよう配慮しましょう。	<ul style="list-style-type: none">地域の祭り、伝統芸能を継承する団体の活動に積極的に参加し、保存活動に協力しましょう。郷土の文化や歴史の学習活動に参加しましょう。

2 快適な生活空間の保全

⑤ ごみ出しマナーの向上

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・収集計画を策定し、適切なごみ収集に努めます。 ・ごみ出しのルールを指導します。 ・ごみ出しマナーの向上を推進します。	・事業系一般ごみを地域の収集所に排出する時は、1回につき2袋までを遵守しましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化に努めましょう。 ・ごみの排出は、決められた日時や決められた方法を守りましょう。
⑥ ペット飼養のマナーの向上		
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発に努めます。 ・糞の持ち帰り等の飼養マナーを指導します。		<ul style="list-style-type: none"> ・犬を飼う時は、町に登録しましょう。 ・飼い犬に狂犬病予防注射をしましょう。 ・散歩をするときはリードにつなぎましょう。 ・ペットの糞は、必ず持ち帰りましょう。
⑦ 空き地・空き家の管理		
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・管理が不十分な空き地・空き家を把握し、適切な管理を指導します。	・空き地・空き家の雑草などで荒廃しないよう管理しましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない土地の除草等を定期的に行いましょう。
⑧ 不法投棄等の対策		
行政の行動	事業者の行動	市民の行動
・廃棄物の不法投棄がされないように環境パトロールを強化します。 ・不法投棄防止の意識啓発と関係機関との連携を図ります。	・事業活動から生じた廃棄物の適正な処理に努めることともに町の不法投棄防止に関する施策に協力します。	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄がされないよう適正な土地の管理に努める ・不法投棄を発見した場合は、速やかに町へ通報しましょう。

第4節 循環型社会の構築と地球環境の保全

1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

◎ 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

行政の行動	事業者の行動	町民の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・製品の使用量削減に努め、また、公共事業における廃棄物の抑制に努めます。 ・生ごみ処理機の購入補助や、ごみ減量化活動に対する奨励金制度を推進します。 ・資源回収団体との連携により、ごみの発生抑制の普及啓発に努めます。 ・小型電子機器の無料回収を実施し、ごみの再資源化の普及啓発に努めます。 ・ごみゼロの日やごみ減量化週間などの機会を活用し、普及啓発を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な原材料等は、再生資源等環境にやさしいものを使用しましょう。 ・簡易包装、量り売り等製造、流通、販売等の各段階で、廃棄物の発生抑制に取り組みましょう。 ・産業廃棄物は、許可を有する業者に依頼して、適正に処理しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグを用意して、レジ袋を減らしましょう。 ・必要なものを必要な分だけ購入しましょう。 ・容器包装の少ない製品を購入しましょう。 ・環境にやさしい調理方法を工夫する等、生ごみの発生抑制に努め、生ごみ処理機を利用して堆肥化をしましょう。
行政の行動	事業者の行動	町民の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設から出る資源ごみについては、リサイクルを推進します。 ・再生品やリサイクルしやすいものの等、環境にやさしい商品を購入し使用する「グリーン購入」（環境負荷の小さい製品等を、環境負荷の低減に努める事業者が優先して購入する）を率先して推進します。 ・リサイクルに出す際の正しい分別方法を分かりやすく知らせます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の調達の際には、エコマークやグリーンマークの対象製品等を参考に、再生素材を利用したもののや再利用可能な商品を購入しましょう。 ・リサイクルできる容器等については、販売店での自主的な回収に努めましょう。 ・生ごみの多く発生する事業場では、生ごみ処理機等による有効活用を図りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収団体のリサイクル活動に積極的に参加、協力しましょう。 ・町の分別収集に協力しましょう。 ・再使用、再生利用しやすい商品を優先的に購入、使用しましょう。

2 地球環境の保全

◎ 溫暖化対策の推進

行政の行動	事業者の行動	市民の行動	
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等を把握し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。 職場における省エネルギー推進の体制を整え、行動の実践に努めます。 太陽光発電等の自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。 地球温暖化に関する情報を積極的に収集提供し、地球温暖化防止に町全体で協力して取り組む仕組みづくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場では、廃熱利用等エネルギーの効率的利用に努めます。 省エネ型生産設備や生産工程の導入等、エネルギーの効率的な利用等に努め、二酸化炭素の排出を抑制します。 設備の新設や変更の際は、省エネルギー型製品を導入します。 太陽光発電等の自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を選択して購入します。 公共交通機関や自転車を利用する等、自動車の使用を可能な限り減らすように努めましょう。 家庭のエネルギー使用量等を把握するため、家計簿を活用して二酸化炭素の削減に努めましょう。 	
◎ オゾン層の破壊の防止	行政の行動	事業者の行動	
	<ul style="list-style-type: none"> 廃家電の回収について推進し、エアコン及び冷蔵庫のフロンの回収を指導します。 家電業者、廃棄物処理業者、町民にオゾン層と日常生活の関わりについて意識啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車や家電製品を取り扱う店では、カーエアコンや冷蔵庫等からのフロンの回収を徹底します。 業務用冷凍空調機器を製造、設置、維持管理をする事業者は、機器からフロンの回収を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層を守るため、フロンガスを使用したエアコン、冷蔵庫等の廃棄時には、家電リサイクル法に基づき適正処分を遵守しましょう。
◎ 酸性雨対策の推進	行政の行動	事業者の行動	
	<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨の原因となる自動車や公共施設からの排出ガスの削減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨の原因となる自動車や工場からの排出ガスを減少させます。 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨の原因となる自動車の排気ガスを減らすため、環境にやさしい運転やエコカーの利用をしましょう。

第5節 環境保全活動、環境学習の推進

1 環境保全活動の推進

◎ 自主的な環境保全活動の推進

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none">・町民、団体、事業者と連携を図りその施策を推進します。・環境を大切にする人づくりのため、環境学習を推進します。・庁舎や開運施設で、電気や燃料の削減、グリーン購入等を推進します。・町が実施する事業については、事前に環境への影響を把握して、出来るだけ負荷の少ない事業を実施します。・国や県の施策に積極的に協力します。	<ul style="list-style-type: none">・オフィスのライフスタイルを変えましょう。・再利用可能な素材を使用しましょう。・環境を大切にする人づくりのため、環境学習を推進します。・庁舎や開運施設で、電気や燃料の削減、グリーン購入等を推進します。・町が実施する事業については、事前に環境への影響を把握して、出来るだけ負荷の少ない事業を実施します。・国や県の施策に積極的に協力します。	<ul style="list-style-type: none">・ライフスタイルを消費型から循環型に変えよう。・再資源化商品を積極的に購入しましょう。・地域の環境保全活動（ごみゼロ運動等）に積極的に参加しましょう。
環境学習の推進	環境学習・環境教育の推進	環境学習・環境教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・町の次代を担う子供たちに、環境教育を推進します。・環境に関する学習の場の提供、充実に努めます。・市民一人ひとりが環境モラルを守るようになります。・啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・職場において環境に関するセミナーや講演会を開催します。・社員一人ひとりが環境モラルを守るようになります。・環境ボランティア活動への参加機会提供に協力します。	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する学習の場に積極的にに参加します。・地域の環境美化保全活動や環境ボランティア活動に参加しましょう。

◎ 環境情報の提供

行政の行動	事業者の行動	市民の行動
<ul style="list-style-type: none">・町民、事業者、行政の三者が同じ情報を共有するため、ダイオキシン類調査や、水質調査等の情報提供を積極的に図ります。・「神川町の環境」の作成と公開に努めます。		

